

<主なポイント>

■整備主体の変更

改正前：都道府県及び政令市 ⇒ 改正後：都道府県

■都道府県DPAT運営委員会の設置

役割：人材育成・確保、受援体制の整備、派遣体制の整備

構成：DPAT統括者、DPAT先遣隊隊員、精神保健医療関係者、災害医療関係者（災害医療コーディネーター等）



■DPAT先遣隊隊員の更新要件設定

更新要件：登録有効期間(*)内において1回以上、DPAT先遣隊隊員技能維持研修を受講

*登録更新は5年



⇒ 大阪府DPAT運営委員会の設置や大阪DPAT活動マニュアルの改正など、必要な作業を実施

<参考：災害時精神医療体制>

大阪DPAT隊員数
(令和4年11月時点)



先遣隊隊員 (※)
29名 (Dr. 9名 Ns. 11名 Lo. 9名)

先遣隊以外の隊員
170名 (Dr. 40名 Ns. 49名 Lo. 81名)

大阪DPAT協力医療機関
(令和4年11月時点)

協力医療機関 13医療機関

災害拠点精神科病院
(令和4年11月時点)

大阪精神医療センター、さわ病院、阪南病院



※先遣隊
・発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県において活動できる隊のこと。主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。